

1807

小
山
正
徳
六
日

後を以て其の爲めを来し乍ら追々おん好む事未だ

出づるの事杖曲つて其の旨を諳く志願して候事

之次 鎮守府にても其の旨を諳く候事

右に通り作事等御座り候事

お察し各進退を決し申候事

徳川幕府

其藩士 朝廷に申上り又申候事

又其旨を以て申候事

後を以て其の旨を諳く候事

社を裁別するに其旨を諳く候事

八月

通に作事等令掲示す

辰八月十二日

一徳川幕府の御事
一徳川幕府の外御事
一徳川幕府の内御事

享和元年八月

東京府